

大規模災害発生時における関東ブロック災害廃棄物対策
行動計画【第三版】(素案)

及び

関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム運営マニュアル
(素案)

概要と改訂の提案について

令和2年8月5日

令和2年度大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会(第1回)

環境省関東地方環境事務所資源循環課

目次

第1章 はじめに

第2章 行動計画の位置づけ

第3章 関東ブロックで想定する災害

第4章 関東ブロックにおける連携体制の構築

4.1 各主体の基本的な役割と体制(平常時)

4.2 各主体の基本的な役割と体制(災害発生時)

4.3 情報連絡

4.4 更なる支援・受援等の連携に係る基本的な考え方

第5章 人材育成

第6章 計画の改定

第7章 都県域を越える支援を必要としない非常災害における基本的な考え方

(様式1)協議会構成員登録情報及び災害時連絡窓口情報【資料】

大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会構成員名簿【附則資料】

関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム運営マニュアル

第1章 はじめに

関東ブロック(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び静岡県)内の相互協力体制を構築すべく行動計画を策定した。

本行動計画に基づき、発災時においては、各主体は相互扶助の精神で可能な範囲で都県域を越えた連携を行うものとすると共に、平常時においては、協議会及び研修等の場を通じて、連携を構築していくものとする。

第2章 行動計画の位置付け

- ・協議会の基本的な考え方や各主体の基本的役割を定める。
- ・都県域を越えた処理が求められる大規模災害を対象。
- ・被災自治体を支援(主に事務支援)する組織として関東ブロック災害廃棄物処理支援チームを設置。
- ・自治体間の協定や全国知事会等の支援に基づく都県域を越える既存及び新規の連携を妨げるものではない。
- ・適応期間は、平常時～初動期～応急対応を想定。

大規模災害発生時における関東ブロック災害廃棄物対策行動計画【第三版】(素案)

目次

第1章 はじめに

第2章 行動計画の位置づけ

第3章 関東ブロックで想定する災害

第4章 関東ブロックにおける連携体制の構築

4.1 各主体の基本的な役割と体制(平常時)

4.2 各主体の基本的な役割と体制(災害発生時)

4.3 情報連絡

4.4 更なる支援・受援等の連携に係る基本的な考え方

第5章 人材育成

第6章 計画の改定

第7章 都県域を越える支援を必要としない非常災害における基本的な考え方

(様式1)協議会構成員登録情報及び災害時連絡窓口情報【資料】

大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会構成員名簿【附則資料】

関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム運営マニュアル

第3章 関東ブロックで想定する災害

首都直下地震等の巨大災害をはじめ、各都県で想定されている各都県域を越えた連携が必要とされる大規模災害を対象とする。

本章に示す災害以外であっても、都県域を越えた被害が生じる災害が発生する可能性や被害範囲が単独の都県内にとどまる災害であっても広域連携が必要となる災害が発生する可能性があることに留意する。

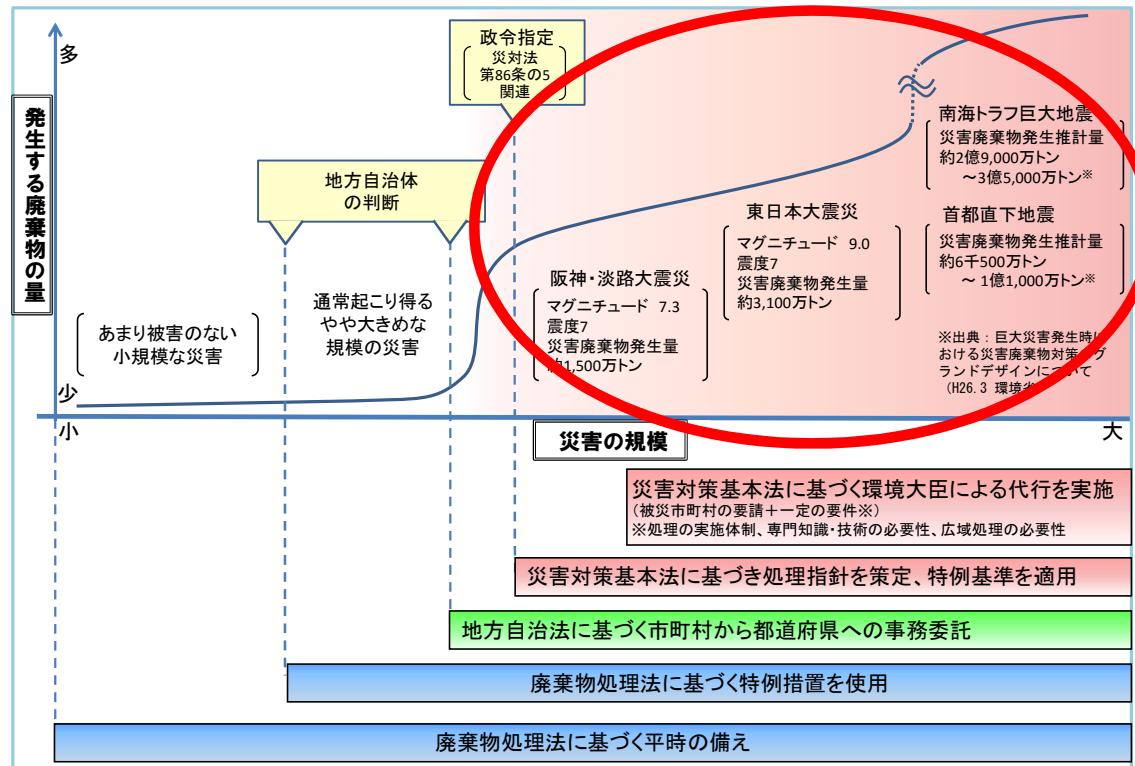


図 本行動計画が対象とする大規模災害の規模イメージ

大規模災害発生時における関東ブロック災害廃棄物対策行動計画【第三版】(素案)

目次

第1章 はじめに

第2章 行動計画の位置づけ

第3章 関東ブロックで想定する災害

第4章 関東ブロックにおける連携体制の構築

4.1 各主体の基本的な役割と体制(平常時)

4.2 各主体の基本的な役割と体制(災害発生時)

4.3 情報連絡

4.4 更なる支援・受援等の連携に係る基本的な考え方

第5章 人材育成

第6章 計画の改定

第7章 都県域を越える支援を必要としない非常災害における基本的な考え方

(様式1)協議会構成員登録情報及び災害時連絡窓口情報【資料】

大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会構成員名簿【附則資料】

関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム運営マニュアル

第4章 関東ブロックにおける連携体制の構築

各主体の基本的な役割

主体	4.1 平常時	4.2 災害発生時
関東地方環境事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局を担い、連携体制を構築 ・国の地方機関等と連携体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の集約、発信 ・国等と早期復旧に向け情報共有 ・支援チーム設置 ・支援チームの中心として、支援メンバーの協力を得ながら対応
都県	<ul style="list-style-type: none"> ・管内自治体への情報共有、人材育成、連携体制の構築 ・計画の策定支援 ・関係機関等との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集、整理、共有 ・市区町村と連携して処理 ・支援チームの設置と活動に協力
市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の策定と見直し ・施設整備の推進と処理体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・処理主体として状況や応援の必要性を把握、都県と情報共有 ・支援チームの活動に協力
各種民間団体・協会等	<ul style="list-style-type: none"> ・知見の蓄積と対応検討 ・関係自治体との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・都県及び市区町村と情報を共有 ・支援チームの活動に協力

4.3 情報連絡

関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム運営マニュアルに則って情報連絡を行い、必要に応じて共有する。

4.4 更なる支援・受援等の連携に係る基本的な考え方

- ・実際の災害対応等を参考に適宜改善に努める。
- ・他ブロックとの支援・受援についても連携関係を深める。

大規模災害発生時における関東ブロック災害廃棄物対策行動計画【第三版】(素案)

目次

- 第1章 はじめに
- 第2章 行動計画の位置づけ
- 第3章 関東ブロックで想定する災害
- 第4章 関東ブロックにおける連携体制の構築
 - 4.1 各主体の基本的な役割と体制(平常時)
 - 4.2 各主体の基本的な役割と体制(災害発生時)
 - 4.3 情報連絡
 - 4.4 更なる支援・受援等の連携に係る基本的な考え方
- 第5章 人材育成
- 第6章 計画の改定
- 第7章 都県域を越える支援を必要としない非常災害における基本的な考え方

(様式1)協議会構成員登録情報及び災害時連絡窓口情報

【資料】

大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会構成員名簿【附則資料】

関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム運営マニュアル

第5章 人材育成

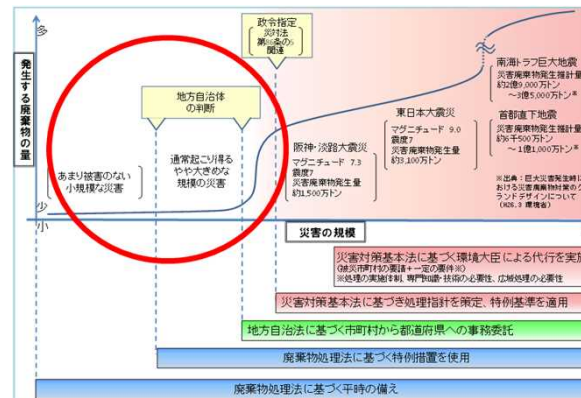
- ・支援チームの実効性について検証、成果を人材育成に活用する。
- ・関東事務所は、講師の派遣紹介、情報共有、研修実施等を行う。
- ・都県及び市区町村は、災害対応力向上を図る。

第6章 計画の改訂

国の法・制度改定、今後災害が発生した場合の災害廃棄物対応経験、協議会構成員からの要望や協議会で行われる研修・訓練の結果等を踏まえ、必要に応じて改定する。なお、改定する場合は、協議会に諮り決定する。

第7章 都県域を越える支援を必要としない非常災害における基本的な考え方

- ・都県域を越える支援を必要としない非常災害であっても、可能な範囲での情報共有や支援を行う。



大規模災害発生時における関東ブロック災害廃棄物対策行動計画【第三版】(素案)

目次

第1章 はじめに

第2章 行動計画の位置づけ

第3章 関東ブロックで想定する災害

第4章 関東ブロックにおける連携体制の構築

4.1 各主体の基本的な役割と体制(平常時)

4.2 各主体の基本的な役割と体制(災害発生時)

4.3 情報連絡

4.4 更なる支援・受援等の連携に係る基本的な考え方

第5章 人材育成

第6章 計画の改定

第7章 都県域を越える支援を必要としない非常災害における基本的な考え方

(様式1)協議会構成員登録情報及び災害時連絡窓口情報【資料】

大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会構成員名簿【附則資料】

関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム運営マニュアル

(様式1)協議会構成員登録情報及び災害時連絡窓口情報

(様式1)

協議会構成員登録情報および災害時連絡窓口情報

所属機関(団体)名	
-----------	--

構成員登録情報	構成員名	部課室名			
	簿登録者	役職名	氏名		
	連絡担当者	部課室名			
		役職名	氏名		
		電話	FAX		
		E-mail			

※以下は、協議会構成自治体のみ記入

災害時連絡窓口情報	住所		
	アクセス方法：緊急輸送道路からのアクセス方法等		
	担当課名		
		職級・担当者名 (課) 電話番号 ※半角	
	第一候補		
	第二候補		
	第三候補		
	上記以外の緊急時連絡先(携帯番号等)	※公用、私用は問わない	
	防災無線 ※任意	<input type="checkbox"/> 使用可能 <input type="checkbox"/> 使用不可能	
		周波数 ※半角	
衛星電話 ※任意	<input type="checkbox"/> 使用可能 <input type="checkbox"/> 使用不可能		
	電話番号 ※半角		

登録情報

連絡窓口情報

※情報に更新がない場合も毎年登録を行うこと。

様式改定日： 2020年 ●月 ●日

関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム運営マニュアル(素案)

目次

1. 目的
2. 関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム設置の理念
3. 基本方針
4. 平常時の連絡体制
5. 関東ブロック災害廃棄物処理支援チームの設置
6. 関東ブロック災害廃棄物処理支援チームの活動
7. 活動の検証と情報共有

添付資料

- 様式A 支援検討依頼書式
- 様式B 関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム派遣班日報

1. 目的

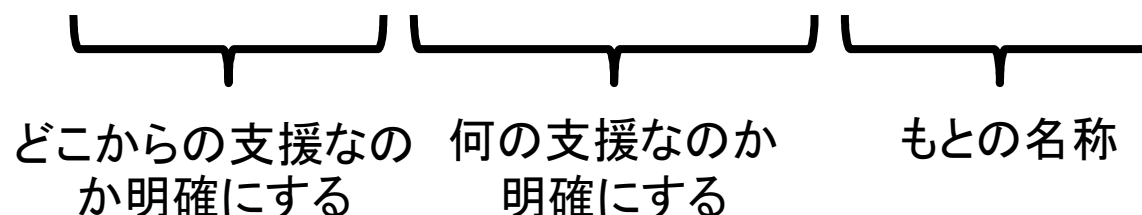
関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム運営マニュアルは、大規模災害発生時における関東ブロック災害廃棄物対策行動計画に規定する大規模災害発生時の災害廃棄物処理対応の連携体制について手順等を整理したものである。

2. 関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム設置の理念

廃棄物処理にかかる事務等の業務を経験した都県及び市区町村の職員による支援が、被災都県及び被災市区町村の支援に有効であると考えられたことから、関東ブロックにおける連携体制の形として『関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム』による相互協力体制をとる。

昨年度の支援チーム派遣時に、被災自治体の認知度が低かったことから、名称から目的を理解していただきやすいように変更

関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム



関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム運営マニュアル(素案)

目次

1. 目的
2. 関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム設置の理念
3. 基本方針
4. 平常時の連絡体制
5. 関東ブロック災害廃棄物処理支援チームの設置
6. 関東ブロック災害廃棄物処理支援チームの活動
7. 活動の検証と情報共有

添付資料

- 様式A 支援検討依頼書式
- 様式B 関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム派遣班日報

3. 基本方針

支援チームによる支援の目的



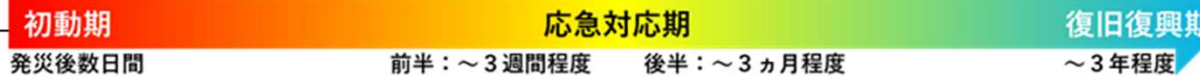
被災自治体に対し、

- ・初動対応の取組の重要性を伝える。
- ・的確な初動体制を構築することを助ける。

具体的には、

既存支援スキームを活用しながらも、被災自治体自らの主導による処理体制の維持、処理フローの確立等、災害廃棄物処理を行うことができるよう初動対応を支える。(支援チームによる一貫した支援、プッシュ型による支援)

支援メンバーに、目的を意識した支援を行っていただくように変更



被災自治体廃棄物担当課による対応

被災自治体庁内連携 災害廃棄物処理チームの設置等

■関東ブロック支援チーム

■相互応援協定に基づく応援
地方公共団体間での協定に基づく。業務は協定に規定。

■災害対策基本法に基づく応援
(1)災害対応業務の支援 (2)災害マネジメントの支援
※対口支援(総務省：知事会、市長会、町村会、指定都市市長会)

■地方自治法に基づく派遣
災害査定等、特別の必要があるときに、身分の異動を伴って中長期間職員を派遣

既存の枠組による支援

支援チームの位置付け

■全国都市清掃会議における収集支援全都清としてマッチングを実施

関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム運営マニュアル(素案)

目次

1. 目的
2. 関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム設置の理念
3. 基本方針
4. 平常時の連絡体制
5. 関東ブロック災害廃棄物処理支援チームの設置
6. 関東ブロック災害廃棄物処理支援チームの活動
7. 活動の検証と情報共有

添付資料

- 様式A 支援検討依頼書式
- 様式B 関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム派遣班日報

4. 平常時の連絡体制

(様式1)災害時連絡窓口情報



- ・協議会構成員は、関東地方環境事務所に年1回報告。(変更がなくても)
- ・関東地方環境事務所は、発災時に必要に応じて共有。

表 災害時連絡窓口情報の項目

様式記入主体	共有する情報の内容	備考
都県 市区町村	住所	
	アクセス方法	
	担当課	
	担当者名	優先順位をつけて3名程度共有
	電話(課代表)	優先順位をつけて3つ程度共有
	FAX	同上
	メールアドレス	同上
	防災無線	任意
	衛星電話	任意
	緊急時連絡先(携帯番号等)	任意であるが緊急時用のため、可能な限り登録する(公用、私用は問わない)

- ・都県は、構成員以外の自治体の窓口情報を把握し、発災時に必要に応じて関東地方環境事務所に共有する。
- ・協議会及び支援チームの活動について関東ブロック内の自治体において周知を図る。

支援チームの活動を円滑に行うため、周知の項目を追加

目次

1. 目的
2. 関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム設置の理念
3. 基本方針
4. 平常時の連絡体制
5. 関東ブロック災害廃棄物処理支援チームの設置
6. 関東ブロック災害廃棄物処理支援チームの活動
7. 活動の検証と情報共有

添付資料

- 様式A 支援検討依頼書式
- 様式B 関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム派遣班日報

5. 関東ブロック災害廃棄物処理支援チームの設置

5.1 関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム設置の条件

関東地方環境事務所は、収集する支援チーム設置に関する情報や判断要件の適否を総合的に判断して、都県及び政令市と相談の上、支援チームを設置するものとする。

○設置に関する情報(例)

- ・想定される廃棄物発生量(概算)
- ・仮置場の設置状況、運営状況
- ・ごみステーションと回収の状況
- ・廃棄物処理施設及びし尿処理施設の被災状況と復旧見通し
- ・避難所(開設情報、避難所ごみの状況)
- ・被災都県及び被災市区町村の災害廃棄物処理体制(人数、意思決定者等)
- ・現地までの交通情報 等

○設置の判断要件

- ・被災都県又は被災市区町村からの要請があった場合(被災市区町村から要請があった場合は、所管する都県と情報を共有する。)
- ・単独の都県内において複数自治体での被害が発生した場合
- ・災害廃棄物の発生量見込みが、当該自治体の平常時の年間処理量の数倍以上になる場合
- ・災害廃棄物の発生量見込みが、数万トン程度以上となる規模の災害であった場合
- ・被災自治体の災害廃棄物対応の組織体制が脆弱である場合

目次

1. 目的
2. 関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム設置の理念
3. 基本方針
4. 平常時の連絡体制
5. 関東ブロック災害廃棄物処理支援チームの設置
6. 関東ブロック災害廃棄物処理支援チームの活動
7. 活動の検証と情報共有

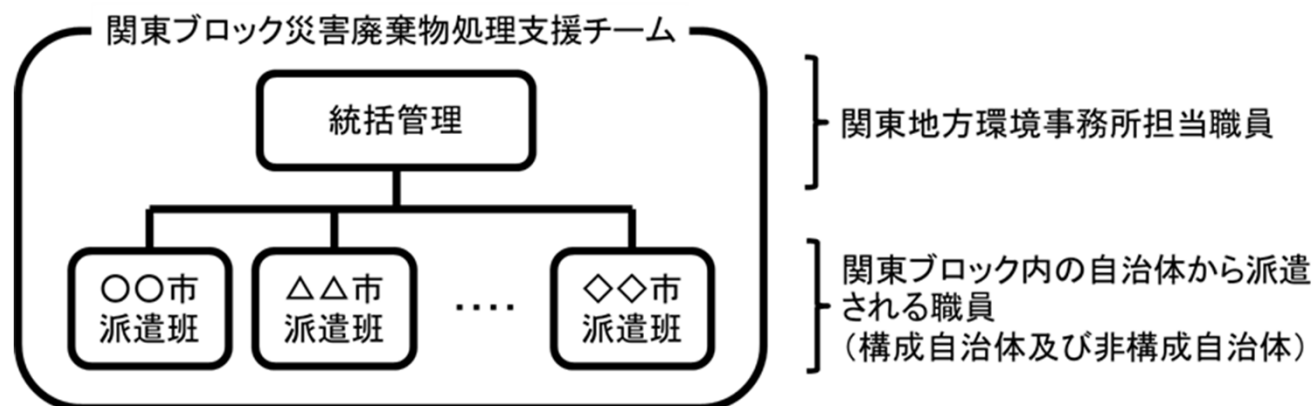
添付資料

- 様式A 支援検討依頼書式
- 様式B 関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム派遣班日報

5. 関東ブロック災害廃棄物処理支援チームの設置

5.2 関東ブロック災害廃棄物処理支援チームの編成方針

関東地方環境事務所の担当職員及び協議会構成員を含む関東ブロック内の自治体から派遣された職員等によって構成



派遣班の編成方針 支援自治体から派遣される職員と被災自治体の状況を踏まえて、関東地方事務所がメンバー編成を行う。派遣班は、次の職員をもって構成する。

- ・過去に災害廃棄物処理対応を経験したことのある職員(被災経験もしくは支援経験がある)
- ・研修の受講等により災害廃棄物に関する一定の知見を有する職員(当該自治体における中長期的な災害廃棄物対策を担う職員又は依頼を受けた時点で災害廃棄物に関連する実務を担当している職員)

派遣班に派遣される職員を補佐するため、廃棄物事業の経験を有している職員(一廃・産廃の区分等の廃掃法の一般的な解釈ができる程度)も派遣することができる。

チーム編成のあり方を明確にし、支援自治体による派遣検討の際の根拠とする。 11

目次

1. 目的
2. 関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム設置の理念
3. 基本方針
4. 平常時の連絡体制
5. 関東ブロック災害廃棄物処理支援チームの設置
6. 関東ブロック災害廃棄物処理支援チームの活動
7. 活動の検証と情報共有

添付資料

- 様式A 支援検討依頼書式
- 様式B 関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム派遣班日報

5. 関東ブロック災害廃棄物処理支援チームの設置

5.3 各主体の役割

1) **関東地方環境事務所**は、支援チーム全体の活動に係る調整(支援の大まかな方向性の設定、支援チームの状況把握、活動の調整、支援継続の判断等)や派遣班設置に係る調整(被災自治体と支援自治体のマッチング、被災自治体における支援チーム受け入れ態勢の準備要請等)といった**統括管理を行う**。

2) **関東地方環境事務所**は、被災都県の担当者と協議の上、被災市区町村のうち、**派遣班の派遣を行う自治体を決定する**。

3) **派遣班**は、業務相談や日報の報告等関東地方環境事務所の統括管理を受けつつ、被災自治体と連携して**支援業務を実行する**。

4) **関東地方環境事務所**は、必要に応じて、派遣班に同行して被災自治体との調整を行い、**活動の方向を示す**。

5) **関東地方環境事務所**は、協議会構成員に対し、支援チーム及び派遣班の**設置について、設置後速やかに共有する**。

目次

1. 目的
2. 関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム設置の理念
3. 基本方針
4. 平常時の連絡体制
5. 関東ブロック災害廃棄物処理支援チームの設置
6. 関東ブロック災害廃棄物処理支援チームの活動
7. 活動の検証と情報共有

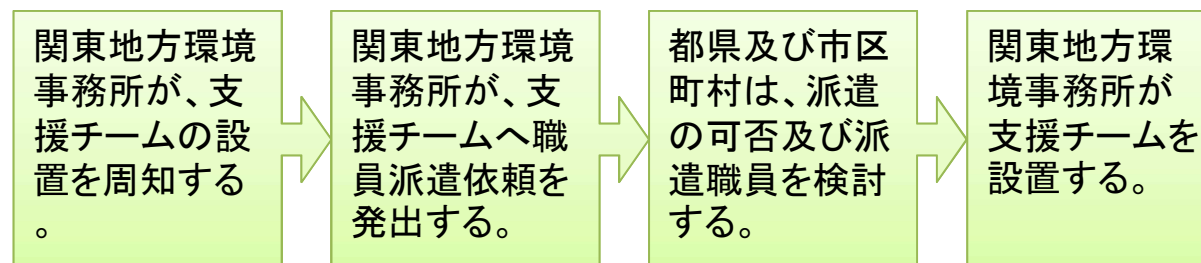
添付資料

- 様式A 支援検討依頼書式
- 様式B 関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム派遣班日報

5. 関東ブロック災害廃棄物処理支援チームの設置

5.4 設置の手順

設置の大まかな流れ



5.5 職員派遣の検討依頼

- ・支援チームへの職員派遣の検討依頼は、協議会事務局(関東地方環境事務所)が実施。
- ・ただし、関東地方環境事務所は、正式な職員派遣の検討を依頼する前に、派遣の意思の有無について協議会を構成する都県及び市区町村に確認。
- ・協議会構成自治体以外への事前調整は、都県を介して行う。
- ・様式Aを参考として使用する。
- ・特別区災害廃棄物処理対策検討会等、調整のためのフローが設定されている場合は、そのフローに準じて依頼を行う。

関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム運営マニュアル(素案)

目次

1. 目的
2. 関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム設置の理念
3. 基本方針
4. 平常時の連絡体制
5. 関東ブロック災害廃棄物処理支援チームの設置
6. 関東ブロック災害廃棄物処理支援チームの活動
7. 活動の検証と情報共有

添付資料

- 様式A 支援検討依頼書式
- 様式B 関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム派遣班日報

6. 関東ブロック災害廃棄物処理支援チームの活動

6.1 派遣班の活動内容

- ・検討された事案に対し、**柔軟に対応**することを基本とする。
- ・**想定する支援期間(3週間～1か月程度)を以下に示す3つのフェーズに分けて支援内容と達成目標を整理した。**
- ・支援者(及び被災自治体)への指針を明示したものであり、記載の業務をフェーズ内に必ず終了することを求めるものではない。

支援フェーズ	想定される状況	想定される主な業務
支援開始期(第1陣を想定) ※発災後数日～1週目	被災直後のため、被災自治体からのニーズも定まらない状況。特に人手が不足する時期であり、 プッシュ型の派遣 により、状況に応じた柔軟な対応を行う。 支援チームが支援開始期に行う業務は右欄の業務が基本となる。小規模自治体等においては、災害廃棄物処理のオペレーションもできない場合もあり、 状況把握、収集計画、仮置場管理、処理受け入れ先、広報の道筋をつける 支援が必要になる場合がある。 【このフェーズでの達成目標】 生活ごみ(生ごみ)とし尿の 収集体制を確立 し、片付けごみ 排出・収集の管理 にめどをつける。	【事務支援】 ○情報収集 被災状況の把握と整理、勝手仮置場の把握と整理、仮置場運用状況の把握と整理、発生量推計 ○補助金 災害報告書作成時に必要となる写真等資料の収集 ○マネジメント 収集計画、仮置場の設置と管理の方針、処理フロー、広報戦略の道筋をつけるための助言と実行 【作業支援】 ○仮置場 仮置場におけるごみの基本的な取り扱い指導(仮置場配置職員に対して)、仮置場分別指導(住民に対して)、荷下ろし補助 ○ごみ収集 ごみ積み込み

関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム運営マニュアル(素案)

目次

1. 目的
2. 関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム設置の理念
3. 基本方針
4. 平常時の連絡体制
5. 関東ブロック災害廃棄物処理支援チームの設置
6. 関東ブロック災害廃棄物処理支援チームの活動
7. 活動の検証と情報共有

添付資料

- 様式A 支援検討依頼書式
- 様式B 関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム派遣班日報

6. 関東ブロック災害廃棄物処理支援チームの活動

6.1 派遣班の活動内容

支援フェーズ	想定される状況	想定される主な業務
支援確立期 (第2陣、第3陣を想定) ※2週目～3週目	<p>災害廃棄物処理のオペレーションを応急的な措置から、計画的な対応に切り替えていく状況。仮置場の運営委託や収集、(広域)処理など、調整や契約を進めていく。</p> <p>支援チームが支援確立期に行う業務は右欄の業務が基本となる。なお、支援確立期以降の作業支援に関しては、近隣自治体からの人員派遣に切り替えることとし、被災都県に調整、マッチング作業をゆだねる。</p> <p>【このフェーズでの達成目標】 処理フローを検討し、仮置場の管理(運営委託)、搬出(受入先や車両手配等)にめどをつける。</p>	<p>【事務支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○仮置場 運営委託(契約書類作成) ○処理 仮置場からの搬出調整(受入先)、車両手配、契約 ○補助金 災害報告書作成準備
支援引継期 (第4陣を想定) ※4週目	<p>災害廃棄物処理のオペレーションも固定化されつつあり、処理を進めていく状況。支援期間を通して自主的な災害廃棄物処理を促していくとともに、支援した業務を被災自治体に引き継ぐ。</p> <p>支援チームが支援引継期に行う業務は右欄の業務が基本となる。この時期には、業務を継続しつつ、被災自治体職員に以降の業務を引き継ぐこととなるため、引き継ぎができるように業務のアウトプットを整理することも必要になる。</p> <p>【このフェーズでの達成目標】 処理フローを定め、フローに沿った処理にめどをつける。</p>	<p>【事務支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○仮置場 運営委託(契約書類作成) ○処理 仮置場からの搬出調整(受入先)、車両手配、契約 ○補助金 災害報告書作成準備

関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム運営マニュアル(素案)

目次

1. 目的
2. 関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム設置の理念
3. 基本方針
4. 平常時の連絡体制
5. 関東ブロック災害廃棄物処理支援チームの設置
6. 関東ブロック災害廃棄物処理支援チームの活動
7. 活動の検証と情報共有

添付資料

- 様式A 支援検討依頼書式
- 様式B 関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム派遣班日報

6. 関東ブロック災害廃棄物処理支援チームの活動

6.1 派遣班の活動内容

	期間全体を通して実施する業務
期間全体	<p>①作業日報の作成 実施業務、問題点、残業務と見通しについて、関東地方環境事務所の示す手法で報告を行う。報告の形式は手法により異なるが、通常のメールを使用する場合、巻末に添付する様式Bを使用する。 また、写真等のデータが大きい情報は、様式Bとは別に関東地方環境事務所の示す方法にて共有する。</p> <p>②被災自治体ニーズの把握 支援業務の継続及び派遣者のマッチングの判断の参考とするため、派遣班メンバーは、関東地方環境事務所、被災都県と協力し、被災自治体のニーズの把握に努める。</p> <p>③専門家等の派遣要請 支援チームとして派遣班がすべての課題を解決する責任を負うことはなく、必要に応じて、関東地方環境事務所に専門家等の派遣要請を行う。</p> <p>④被災自治体への業務引き継ぎ 支援引継期に業務を引き継ぐことを前提として、庁内からの応援による増員、災害対策基本法に基づく応援(対口支援)に廃棄物関連職員を要請するといった、体制整備について、関東地方環境事務所、被災都県と協力し、被災自治体に提言を行う。</p>

※基本的には、災害廃棄物処理に係る**事務支援を行うことが支援チームの主たる活動**となるが、特に。
※業務の詳細については「市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引き(支援開始期には、被災自治体の体制が整わないため、仮置場等現場において活動することもある環境省東北地方環境事務所 関東地方環境事務所(平成30年3月)」を参照する。
※パッカー車と作業員を派遣しての収集支援に関しては、**全国都市清掃会議等既存の調整スキームとも連携して支援**にあたる。

関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム運営マニュアル(素案)

目次

1. 目的
2. 関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム設置の理念
3. 基本方針
4. 平常時の連絡体制
5. 関東ブロック災害廃棄物処理支援チームの設置
6. 関東ブロック災害廃棄物処理支援チームの活動
7. 活動の検証と情報共有

添付資料

- 様式A 支援検討依頼書式
様式B 関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム派遣班日報

6. 関東ブロック災害廃棄物処理支援チームの活動

6.2 派遣される職員の勤務条件

- ・原則として**7泊8日を基本ユニット**とする。
- ・初日、最終日は派遣班内の引き継ぎに充てる。
- ・派遣元の自治体において、外勤又は出張扱いとする。

6.3 派遣に係る経費の取り扱い

- ・派遣者の事故等の補償対応は、原則、派遣する自治体が行う。
- ・人件費、移動手段、宿泊、食事の手配に関する**経費は派遣する自治体が措置**する。
- ・支援の各自治体は、被災地応援経費に対し特別交付税措置について検討する。(詳細は様式Aの別添資料参照)

6.4 支援の実施

- ・支援を実施するにあたって必要な準備・機材等については、原則、**支援者において準備**をする。(パソコン、ネット環境、保護具 等)
- ・情報の共有、報告、引継のために**日報を作成**する。(様式B)
- ・安全、体調管理に留意して、各自及び所属機関の判断により活動時間や休憩をとる。
- ・支援チームによる支援活動は、**原則、1か月で終了**とする。

7. 活動の検証と情報共有

- ・支援チームの活動終了後に、関東地方環境事務所を中心に、検証と報告を行う。

関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム運営マニュアル(素案)

目次

1. 目的
2. 関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム設置の理念
3. 基本方針
4. 平常時の連絡体制
5. 関東ブロック災害廃棄物処理支援チームの設置
6. 関東ブロック災害廃棄物処理支援チームの活動
7. 活動の検証と情報共有

添付資料

- 様式A 支援検討依頼書式
- 様式B 関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム派遣班日報

(様式A)

事務連絡

令和〇〇年〇月〇日

〇〇市長 殿

大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会事務局
(関東地方環境事務所 所長)

〇〇災害における関東ブロック協議会支援チーム設置に係る職員派遣の
検討の依頼について (依頼)

環境行政の推進につきましては、日頃より多大なる御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。さて、先日発生した〇〇災害により多大なる被害を受けた〇〇市の災害廃棄物処理対応に関して、大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会として、大規模災害発生時における関東ブロック災害廃棄物対策行動計画に基づき、支援チームによる支援を実施することとなりました。

つきましては、被災自治体を支援することを目的として、貴市職員の支援チームへの派遣について御検討いただき、〇月〇日までに下記連絡先に回答いただくよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、誠に勝手ながら、派遣条件につきましては、関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム運営マニュアルにてあらかじめ定められた条件になりますことをご了承いただけるよう、よろしくお願いいたします。

(都県宛の場合) また、協議会構成員以外の市区町村への依頼については、貴県より調整いただけるよう、よろしくお願いいたします。

記

派遣期間：

派遣先自治体：

派遣人数：

派遣要件：別紙参照

回答期限及び連絡先：

関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム運営マニュアル(素案)

(様式A) (別紙)

大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会 支援チーム派遣要件

1. 派遣予定者の選定要件

過去に災害廃棄物処理対応を経験したことがある職員、又は、研修の受講等により災害廃棄物に関する一定の知見を有する職員を選定し、派遣を行う。

派遣班に派遣される職員を補佐するため、廃棄物事業の経験を有している職員も派遣することができる。

2. 派遣形態

環境省から旅費支給等ができないため、外勤又は出張扱いによる派遣とできること。

3. 経費等

派遣者の事故などに関する補償対応は、原則、派遣する都県及び市区町村が行う。支援に赴く際及び現地での移動手段（公用車、レンタカー等）、宿泊、食事の手配に係る経費は、派遣する都県及び市区町村が措置する。**(特別交付税措置等については別添参照)**

4. 派遣期間

7泊8日を基本単位とする。

5. 業務内容

現地状況により、都度、検討を行うことを基本とするが、想定される業務については、「関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム運営マニュアル 6. 1」を参照とする。

6. 派遣者に対する安全確保について

安全確保の方針として、派遣者は、関東地方環境事務所の統括管理のもと業務を行うことになるが、現地では独立して業務を行うため、各人が所属機関と相談しつつ十分に配慮する必要がある。

ただし、派遣者の事故等に関する補償対応は、派遣する都県及び市区町村が行う。

7. 派遣予定者の連絡先の共有

現地における作業をスムーズにするため、現場で連絡の取れる携帯番号等を支援チーム内で共有する。支援予定者が決定次第、関東地方環境事務所に連絡を行う。

以上

(様式A) (別添)

災害廃棄物処理に関する応援経費について①

被災した市町村からの委託により行われた市町村の災害廃棄物処理の応援に係る経費（借上料、燃料費、手数料等）については、委託料として災害等廃棄物処理事業費補助金の補助対象となる。

○災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金取扱要領（平成28年1月26日付環廃対発1601263号）（抜粋）

第2 補助対象事業等

1. 災害等廃棄物処理事業

(1) 補助対象事業の範囲

補助対象となる事業の範囲は次に掲げる事業である。
 ① 市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項に定める特別区並びに第284条第1項に定める一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）が**災害その他の事由のために実施した生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集・運搬及び処分に係る事業**（民間事業者及び地方公共団体への委託事業を含む。以下同じ。）

(2) 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その詳細は別途定めるところによる。

- ① 労務費（「公共工事設計労務単価」の区分による）
- ② 自動車、船舶、機械器具の借上料
- ③ 自動車、船舶、機械器具の燃料費
- ④ 機械器具の修繕費
- ⑤ し尿及びごみの処分に必要な薬品費
- ⑥ 処分に要する覆土及び運搬に必要な最小限度の道路整備費
- ⑦ 条例に基づき算定された手数料（委託先が市町村である場合に限り、当該手数料に①から⑥の経費が含まれている場合には、当該経費を控除した額とする。）
- ⑧ 委託料

委託料として認められる経費は、原則として補助対象経費に同じ

・	③請求	・	①委託	・	②発注	・
ツ		シ		・		ニ
オ	④補助金	ス	⑤委託料	ヤ	⑥経費	メ
ネ		コ		コ		・

災害廃棄物処理に関する応援経費について②

被災した都道府県又は市町村の要請等により行われた市町村の災害廃棄物処理の応援に係る経費（人件費、旅費、その他（借上宿舎料等））については、特別交付税の算定対象となる。

○特別交付税に関する省令（昭和五十一年十二月二十四日自治省令第三十五号）（抄）

（道府県に係る十二月の算定方法）

第二条 各道府県に対しては毎年度十二月に交付すべき特別交付税の額は、第一号の額から第二号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）に第三号の額を加えた額とする。

一 次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によって算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

四十九 被災地域の応援等 当該年度の十月三十一日までに発生した災害により被害を受けた都道府県又は市町村の要請等により行われた被災地域の応援等に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

五十六 災害対応に係る職員派遣の受入れに要する経費があること 当該年度の十月三十一日までに災害復旧等に従事させるため地方自治法第二百五十二条の十七の規定により職員の派遣を受けた道府県について、当該受入れに要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

※市町村に係る三月份の算定方法についても同様の規定あり。

参考

様式第16号 被災地域の応援等に要する経費調（市町村用）

調査年		平成30年7月調査		注復交通費(炭酸ガス)～(炭酸ガス)		日		月		年		合計	
市町村名	心 数 員 員		被災者受入		被災者受入		上 借 費		心 数 員 員		合計		
	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	
菅沼市													

関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム運営マニュアル(素案)

目次

1. 目的
2. 関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム設置の理念
3. 基本方針
4. 平常時の連絡体制
5. 関東ブロック災害廃棄物処理支援チームの設置
6. 関東ブロック災害廃棄物処理支援チームの活動
7. 活動の検証と情報共有

添付資料

- 様式A 支援検討依頼書式
- 様式B 関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム派遣班日報

様式B 関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム派遣班日報

■災害名

■報告書作成日

■報告書作成者

■支援先自治体

■支援チームメンバー

■現状・課題・対応事項等

【表2の項目立てを様式にあらかじめ記載しておき、フェーズに応じてやるべきことが分かるように記載予定】

■明日の予定

※作成した当日中に関東地方環境事務所まで送付願います。